

01

基本構想

1 策定にあたって

1. 総合計画策定の趣旨

総合計画は、豊中市自治基本条例（平成 19 年（2007 年）4 月施行）に基づき、市政運営の根幹となるまちの将来像を明らかにし、これを達成するための施策を総合的、体系的に示すものです。

本市では、昭和 44 年（1969 年）から総合計画に基づくまちづくりを進めてきました。

平成 13 年度（2001 年度）からは、「第 3 次豊中市総合計画（目標年度：平成 32 年度（2020 年度）」のもと、市民・事業者・行政が協働・連携しながら、まちの将来像の実現に向けて取り組んできました。

この間、昭和 62 年（1987 年）から減少傾向にあった本市の人口は、大規模住宅の建替えなどにより、平成 17 年度（2005 年度）以降は増加傾向にありますが、少子高齢化や世帯人数の減少は進行し続けています。また、ライフスタイルや個人の価値観の多様化をはじめ、子育て・子育て環境の充実や安全・安心な暮らしの保全、都市の活力向上などの課題も顕在化してきています。さらに、周辺地域では、鉄道や高速道路などの整備などが進み、人の流れも大きく変化しようとしています。

こうした本市を取り巻く環境の変化に的確かつ柔軟に対応したまちづくりを進めていくために、第 3 次豊中市総合計画の目標年度を前倒して「第 4 次豊中市総合計画」を策定するものです。

2. 総合計画の構成と期間

(1) 構成

基本構想

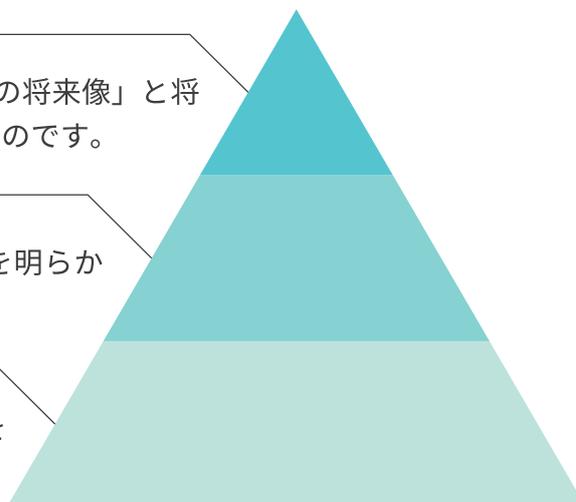
これまでのあゆみや現況課題を整理し、「まちの将来像」と将来像を実現するための「施策の大綱」を示すものです。

基本計画

まちの将来像の実現に向けて、体系別の施策を明らかにするものです。

実施計画

基本計画で示した施策を実現するための事業を明らかにするものです。



(2) 計画期間



基本構想

10年 | 平成30年度(2018年度)～平成39年度(2027年度)

基本計画

前期5年 | 平成30年度(2018年度)～平成34年度(2022年度)
後期5年 | 平成35年度(2023年度)～平成39年度(2027年度)

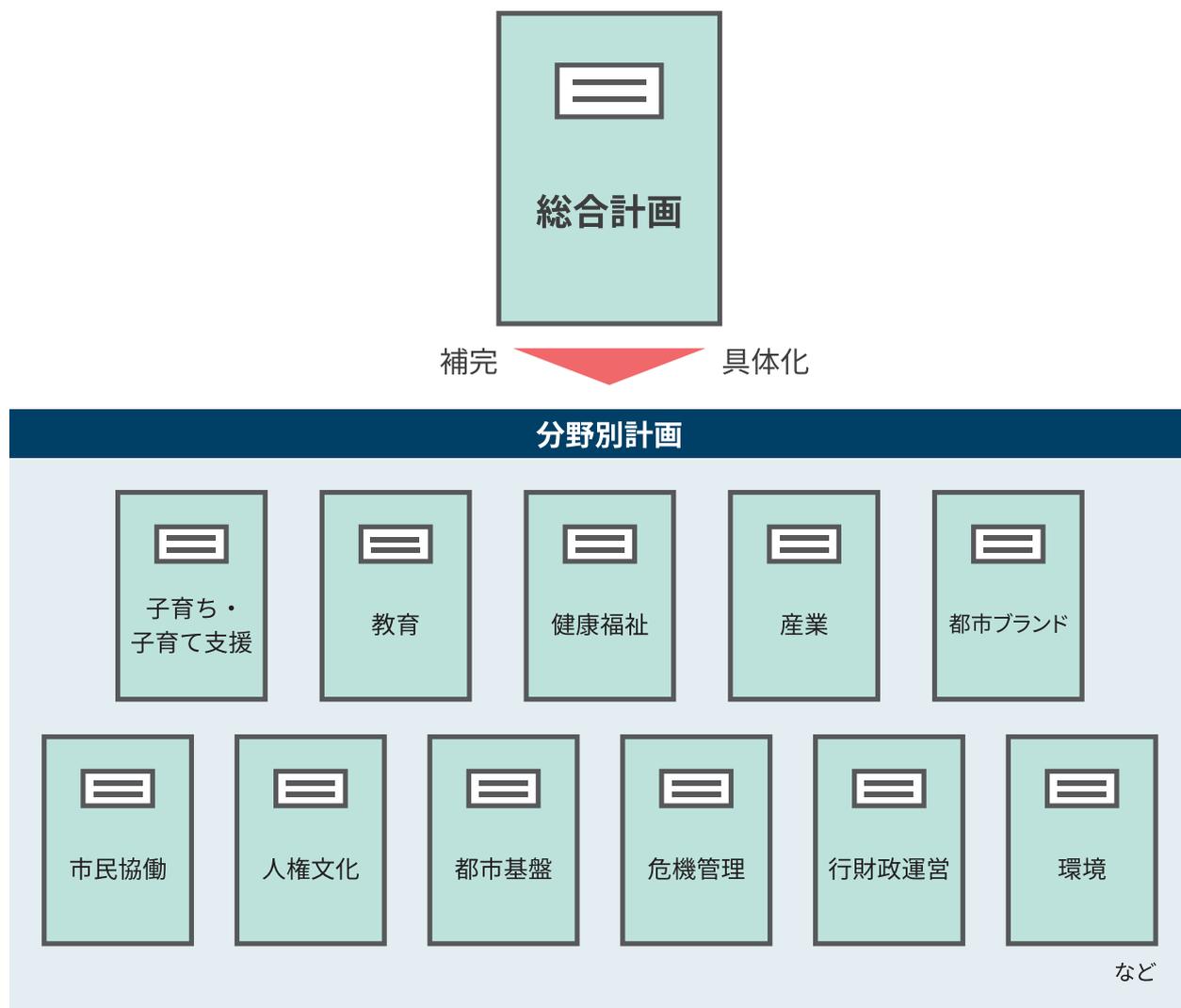
実施計画

前期5年 | 平成30年度(2018年度)～平成34年度(2022年度)
後期5年 | 平成35年度(2023年度)～平成39年度(2027年度)

3. 分野別計画との関係

行政の各分野では、社会環境の変化や、多様化するさまざまな市民ニーズに対応していくための分野別計画を策定しています。

分野別計画は、法令上の位置づけや計画の対象地域・期間・性格も異なりますが、それぞれの行政分野がめざすべき方向性や事業の体系を示し、総合計画に適合した内容とすることによって、総合計画を補完し具体化していく計画として位置づけます。



2 豊中市のあゆみと社会環境の変化

1. 豊中市のあゆみ

(1) 市制施行と市街化の進行

明治43年（1910年）に開設された箕面有馬電気軌道（現阪急宝塚線）沿線に、電鉄資本などによる郊外住宅地の開発が進められたことなどにより、本市は、大阪都市圏内の近郊都市のなかでも早くから住宅市街地の形成が進み、戦前には優良な郊外住宅地となりました。

昭和11年（1936年）10月、豊中町、麻田村、桜井谷村、熊野田村が合併し、豊中市となりました。その後、2度の合併を経て、昭和30年（1955年）に豊能郡庄内町を編入し、現市域になりました。大阪市に近い地の利と起伏に富んだ丘陵地帯は、早くから絶好の住宅地として選ばれ、文教都市の名声が高まるにつれ、人口は急激に増えました。

人口急増にあわせて、住宅の建設や学校・道路・上下水道などの都市施設の整備が行われました。さらに、「千里ニュータウン」の開発、千里丘陵での「日本万国博覧会」の開催による北大阪急行電鉄の整備、名神高速道路・阪神高速道路・新御堂筋・府道大阪中央環状線などの開通に伴い急速に市街化が進行しました。

(2) 総合計画と都市宣言

① 総合計画

■豊中市総合計画（昭和44年（1969年））

当時、本市は、大阪市の外縁都市として飛躍的な発展を遂げていましたが、都市行政の複雑多様化と都市のスプロール化*に対処するため、長期的な視野に立った総合計画の策定が必要となっていました。そこで、「豊能3市総合計画」（昭和43年（1968年）9月策定）を基本構想とした市独自のまちづくり計画となる「豊中市総合計画」を昭和44年（1969年）に策定しました。本計画は、社会経済の発展に伴い、均衡のとれた都市としての発展を保ちつつ、豊能地方での本市の都市的役割を明らかにして、住民の福祉向上と住みよい地域社会の建設、積極的な生活環境の整備、次代の担い手である青少年の教育と健全な育成、文化の振興、健康の増進など、市民生活の向上を目的としたものでありました。

■豊中市総合計画（昭和54年（1979年））

日本経済が安定成長期に移行し、市の人口の増加や市街地の拡大が沈静化するなど、まちづくりの諸条件が大きく変化したことから、時代背景をとらえた新たな都市発展の方向性を示す計画として、新たに「豊中市総合計画」を昭和54年（1979年）に策定しました。

この計画は、本市が充実期にさしかかった段階における計画ともいえるべきもので、「みんなでとりくむ緑の郷土^{ふるさと}づくり」をスローガンとし、豊中市民のふるさととなるまちをつくっていくことを目標に、これまでの急速な市街化に伴う諸問題の解決と都市基盤の充実、緑化の推進、社会福祉や教育の充実などを中心とした施策を展開しました。

■新豊中市総合計画（昭和61年（1986年））

急速な高齢化の進行や女性の社会参加の促進などをはじめ、都市構造や土地利用の変化、市民のまちづくりへの関心の高まり、市民ニーズの多様化など、さまざまな面で変化がみられるようになりました。こうした変化に対応するため、「緑豊かな生活文化創造都市、豊中一うるおいのある快適な都市づくりを目指して―」を将来像に掲げた「新豊中市総合計画」を昭和61年（1986年）に策定しました。都市機能の整備水準を一層高めていくとともに、市民の心の豊かさを満たすことを目的に、「平和で平等な社会づくり」をはじめとする7つの施策を展開しました。

その間、社会経済環境は、バブル経済*の崩壊や阪神・淡路大震災の発生などにより大きく変化し、ゆとりやうるおい、心の豊かさに対する人々の志向、新たなコミュニティ意識やまちづくりへの参加意識などが高まってきました。また、地方分権の流れのなかで地域の果たす役割も変化してきました。

用語解説

スプロール化 | 市街地が無秩序に拡大してゆく現象のこと。計画的な街路が形成されず、虫食いの的に宅地開発が進んで行く様子をさす。

バブル経済 | おおむね不動産や株式をはじめとした時価資産価格が、投機によって経済成長以上のペースで高騰して実体経済から大幅にかけ離れ、しかしそれ以上は投機によっても支えきれなくなるまでの経済状態のこと。

■第3次豊中市総合計画（平成13年（2001年））

少子高齢化の進行や環境問題への新たな展開、情報化・国際化・グローバル化*の進展など、本市を取り巻く社会環境が多様化するなか、新豊中市総合計画が目標年次を迎えるにあたり、「人と地域を世界と未来につなぐまちづくり」を基本理念とした「第3次豊中市総合計画」を平成13年度（2001年度）に策定しました。一人ひとりの人権を尊重するという考え方を根幹とし、市民・事業者・行政がよりよいパートナーシップ*を形成した協働でのまちづくりの推進を基本姿勢として、「人と文化を育む創造性あふれるまち」「安心してすこやかな生活のできるまち」「活力あふれる個性的・自律的なまち」「環境と調和し共生するまち」を将来像に掲げ、各施策を推進してきました。

この間、本市は、平成13年（2001年）に特例市に移行し、平成24年（2012年）には、市民サービスのさらなる向上や地域の保健衛生の推進など、地域の実情に応じた独自のまちづくりを行うために、中核市に移行しました。

② 都市宣言

■安全都市宣言（昭和36年（1961年）10月15日）

産業経済の高度な成長に伴い生活文化の向上は飛躍的である。わが豊中市は市制施行以来25周年、大都市大阪に隣接する住宅、文化教育都市としての特異性もいよいよ顕著となり、市勢も驚異的な発展を遂げつつある。反面、これに伴う産業災害・交通事故・火災などの発生は真に寒心にたえないところである。

われわれの日常生活におけるこのような災害防止の措置は、それぞれの分野において積極的に講ぜられているところであるが、なおあらゆる災害をより効果的に、より強力で防止するため、豊中市各層打って一丸とする全市民運動を強力で展開し安全意識の高揚を図り「国民安全の日」制定の主旨に基づき、産業、労働、交通、消防、教育、文化、福祉、保健、衛生、婦人団体各組織の有機的連携をはかり、市民生活のあらゆる面において安全を確保し、より健康で明るい住みよい文化都市建設を目指して、ここに豊中市を「安全都市」とする。

■平和都市宣言（昭和40年（1965年）2月5日）

わが豊中市は世界の恒久平和と永遠の繁栄を保障する世界連邦建設の趣旨に賛同し、ここに平和都市たることを宣言する。

用語解説

グローバル化 | 高速交通体系や情報通信ネットワークの発展を背景に、国際間の相互依存関係が高まり、ヒト・モノ・カネ・情報の動きが国境を越えて地球規模に広がってきた状況のこと。

パートナーシップ | まちづくりなどの事業において、市民・事業者・行政などの各主体が対等な立場で協力・連携し、役割や責務を自覚することを通じて築いていく、相互の信頼関係。

■非核平和都市宣言（昭和 58 年（1983 年）10 月 15 日）

真の恒久平和と安全の願いは人類共通のものである。

しかしながら、核軍備競争は依然として続き、今や人類は自らを破滅させる危機に直面している。

わが国は世界で唯一の被爆国として平和を望む全世界の人々とともに人類の安全と生存のため核兵器廃絶に向けて積極的な役割を果たさなければならない。

豊中市は日本国憲法にうたわれている平和の理念を基調に、非核三原則の厳守を求め、核兵器廃絶を訴え、平和と安全のために貢献する決意とともに、市内での核兵器の生産、貯蔵、配備はもちろん、その通過を許さないことを表明し、ここに非核平和都市となることを宣言する。

■人権擁護都市宣言（昭和 59 年（1984 年）3 月 28 日）

私たちは、豊中市民として日本国憲法のもとにすべての人が人間として尊ばれ、基本的人権が侵されることのない明るい住みよい社会が一日も早く実現することを願っています。

しかし、今なお存在するさまざまな人権侵害の事実を見つめるとき、いまこそ市民一人ひとりが力を合わせ、すべての人々の人権が擁護される心豊かな豊中市を築いていかなければなりません。

私たちは自らの人権意識を高め、人権尊重の輪を広げるため、ここに豊中市を「人権擁護都市」とすることを宣言します。

■青少年健全育成都市宣言（昭和 60 年（1985 年）10 月 9 日）

青少年がすこやかにたくましく成長することは、市民すべての願いです。

私たちは、次代を担う青少年一人ひとりが真理と平和を求め、互いの人格を尊重し、自己の役割と責任を自覚し、希望に満ちた明るい未来を築く人間に育つことを期待します。

そのためにすべての市民は、多くの困難にうちかち正しく強く生きぬく力を持った青少年を育てなければなりません。

ここに豊中市は、意義ある国際青年年にあたり、青少年が未来に向かって限りなく伸びていくことを希求して、「青少年健全育成都市」を宣言します。

■自治体環境宣言（平成 5 年（1993 年）10 月 4 日）

さわやかな大気、清らかな水、豊かな緑など、自然は生きとし生けるものの母胎であり、人間と動植物に生存基盤を与えるのみならず、地球に住む物に調和をもたらすものである。

しかし、大気汚染、水の汚濁、緑の枯渇などの自然環境の破壊は、今や地域から地球規模に拡大し、人類の生存基盤が危うくなりかねない事態を迎えている。

我々は、自然環境がもたらす恵みと資源を守り育て、人間の英知の証しとして、自然との共生のもとに、調和のとれた人間環境をつくりあげていく。

健全な自然環境が人間の営みと不可分なものであることを深く認識し、これまでの資源・エネルギー多消費社会を見直し、次世代をはじめ後世に禍根を残さない、リサイクル社会の形成をめざす。

我々は、地球の一市民として、住民、企業、自治体が一体となり、地球環境の保全と環境にやさしいまちづくり、地域づくりに取り組むことをここに宣言する。

(3) 豊中市の特性

これまでのあゆみのなかで培われてきた本市の特性は次のとおりです。

- 教育・文化に対する市民の高い関心
- 良好な住環境
- 優れた交通利便性
- 活発・多様な市民活動

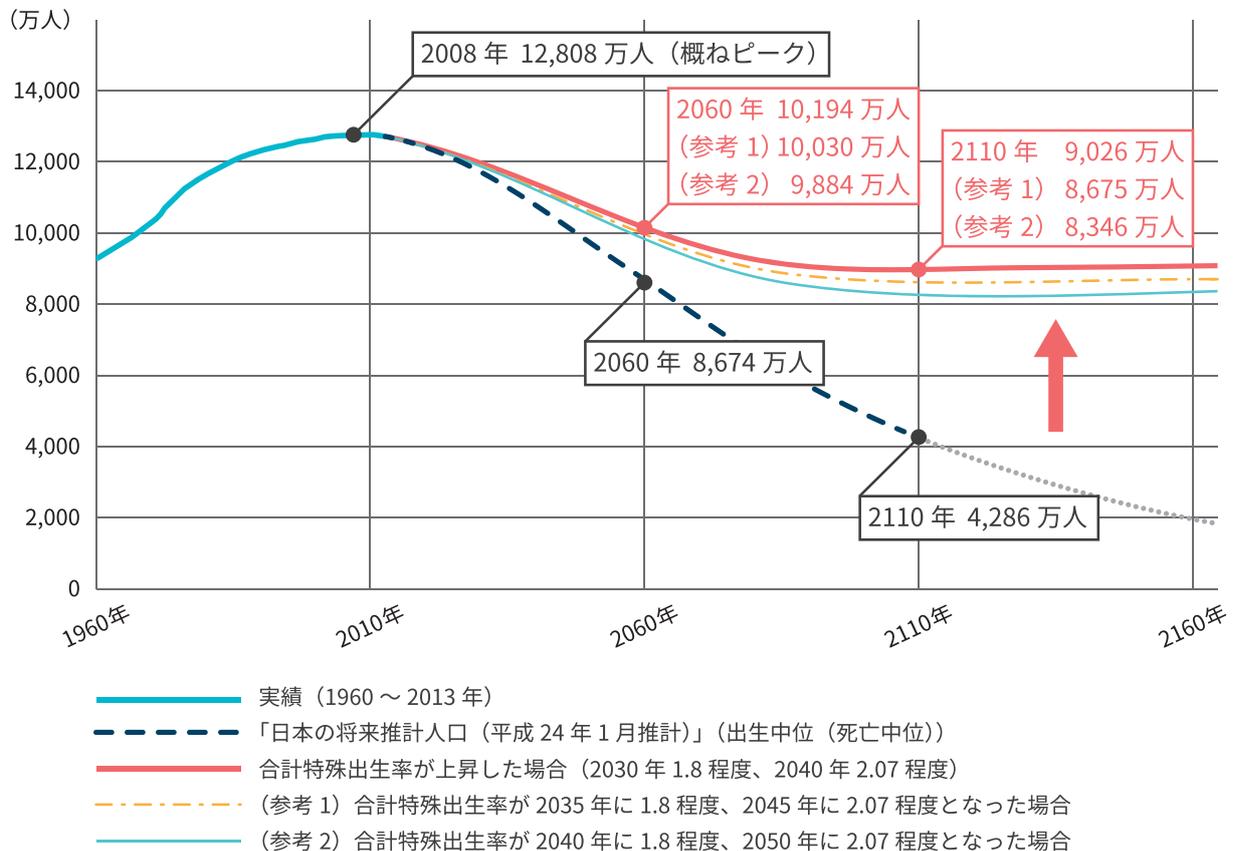


2. 社会環境の変化

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

人口減少時代を迎え、国は、平成 26 年（2014 年）に「人口減少の歯止め」「東京圏への人口の過度な集中の是正」を目的に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。同法に基づく長期ビジョンでは、現状のまま推移すると、日本の総人口は、平成 20 年（2008 年）の 1 億 2,808 万人をピークに平成 60 年（2048 年）には 1 億人を割って 9,913 万人になり、65 歳以上の高齢者の割合については、現在の 4 人に 1 人から平成 47 年（2035 年）には 3 人に 1 人になると予想しています。そこで国では、「将来にわたって『活力ある日本社会』を維持する」ことをめざすべき将来の方向とし、少子高齢化に歯止めをかけるため、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現による出生率の向上や、国民一人ひとりが、家庭で、職場で、地域で、活躍できる場所づくりなど、将来の夢や希望に向けて取り組む社会の実現をめざすことで、平成 72 年（2060 年）に 1 億人程度の人口を確保することとしています。

■ 日本の総人口



(注 1) 実績は、総務省統計局「国勢調査」等による (各年 10 月 1 日現在の人口)。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (平成 24 年 1 月推計)」は出生中位 (死亡中位) の仮定による。2110～2160 年の点線は 2110 年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。

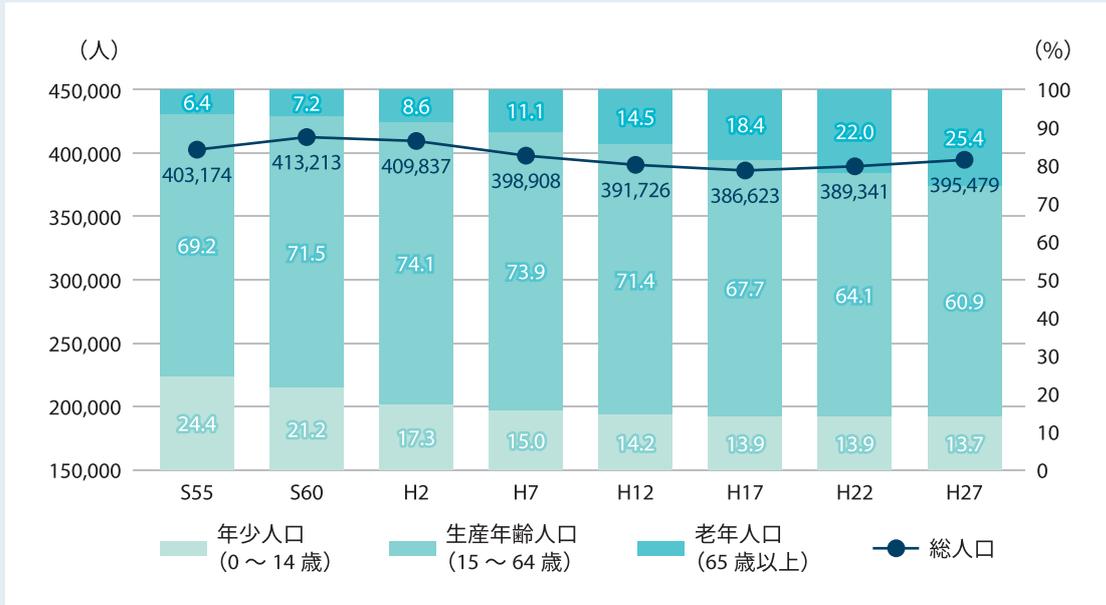
(注 2) 「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が 2030 年に 1.8 程度、2040 年に 2.07 程度 (2020 年には 1.6 程度) となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

参考：国の長期ビジョン

豊中市の現況

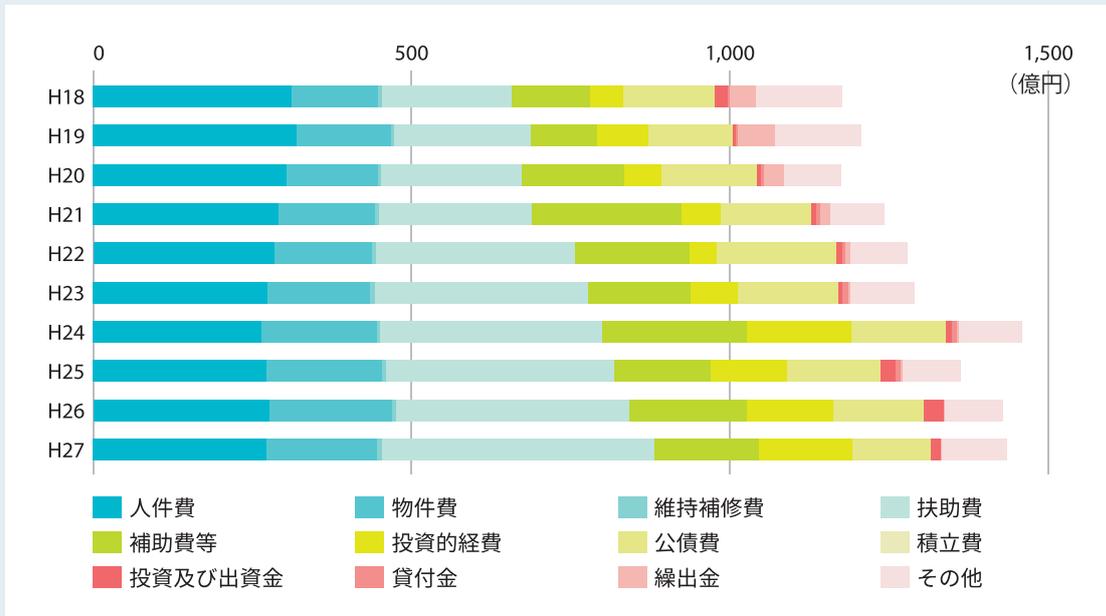
- 人口は、昭和62年（1987年）をピークに減少傾向にありましたが、平成17年（2005年）を起点に増加傾向へと転じており、平成27年（2015年）で395,479人となっています。
- 老年人口（65歳以上）は増加、生産年齢人口（15～64歳）および年少人口（0～14歳）は減少しており、少子高齢化が進行しています。
- 歳出では、高齢化や子育て・子育て支援の充実等に伴い、扶助費*などの社会保障関係経費が増大しています。

■ 人口の推移



参考：各年国勢調査

■ 一般会計・歳出決算内訳の推移



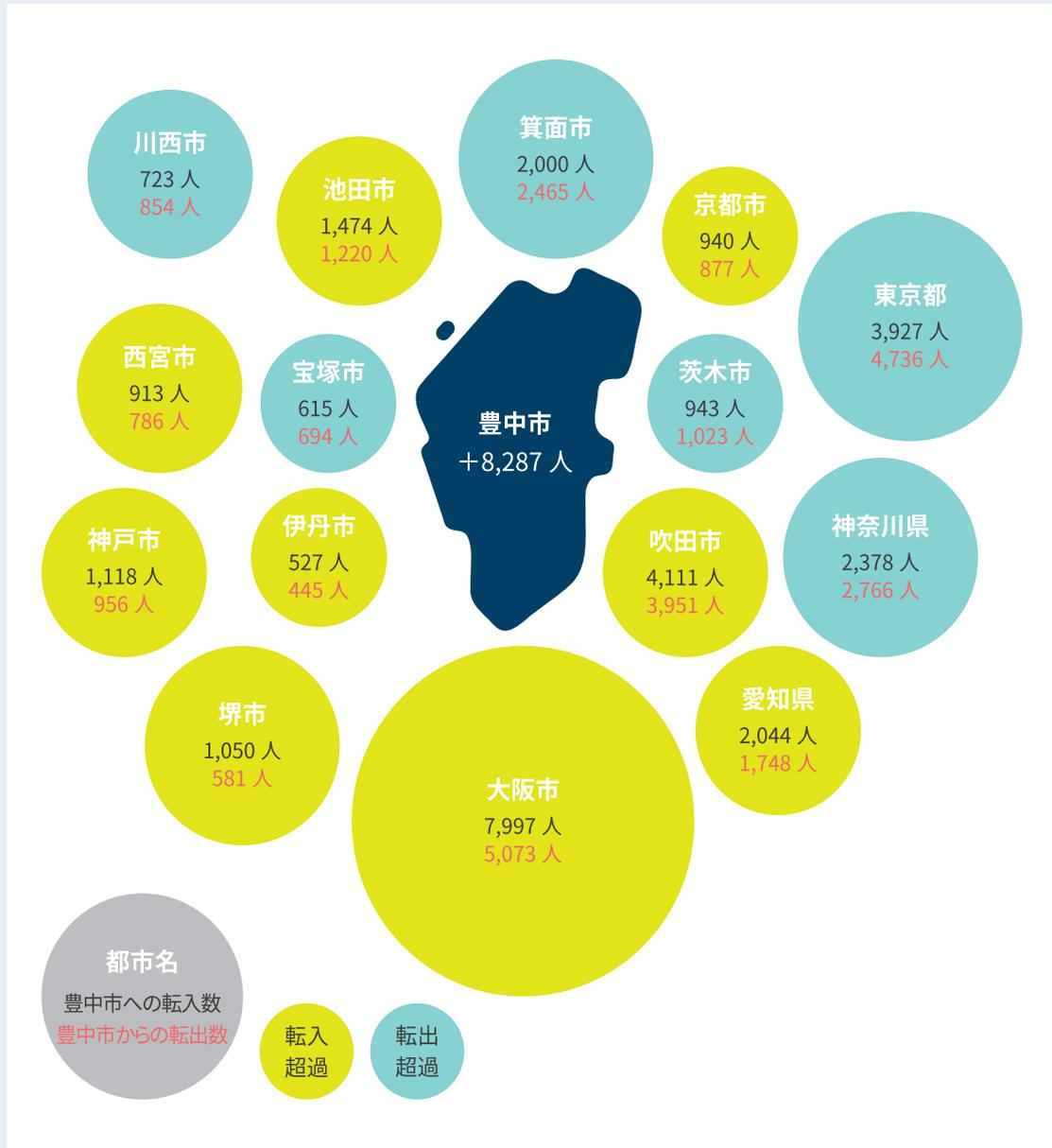
参考：担当課調査

用語解説

扶助費 | 社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費のこと。

○ 転入・転出の状況は、全体的に転入超過ですが、東京都、神奈川県など関東圏へは転出超過となっています。

■ 転入・転出の状況（平成 22 年（2010 年）～平成 27 年（2015 年））



参考：平成 27 年国勢調査

(2) 社会経済構造の変化

関西圏の経済は、高齢者の人口増加を背景とした健康・福祉関連サービス業や、ICT*技術の進展に伴うクリエイティブ産業、先端ものづくり産業などの成長がみられ、長年の不況から景気は緩やかに回復傾向にあります。しかし、中国やその他アジア地域の新興国の景気減速など、まだまだ先行きは不透明な状況となっています。

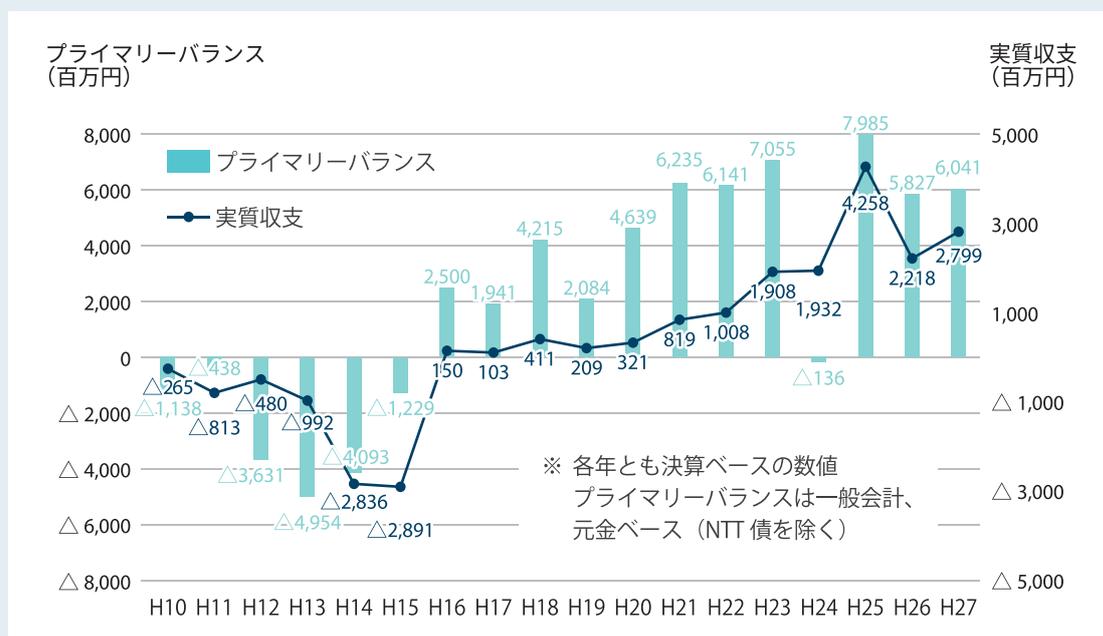
また、グローバル化*の進展などを背景に、大企業と中小企業・小規模事業者間の相互依存関係が希薄化してきており、中小企業・小規模事業者においては、社会経済構造の変化への対応や新たな需要の獲得が求められるようになってきています。

雇用情勢においては、若年者の非正規雇用への対策とともに、結婚や出産後も女性が働き続けられる環境整備や高齢者等の雇用促進など、全世代を通しての安定した雇用環境の確保が課題となっています。

豊中市の現況

- 平成10年度（1998年度）に「行財政改革大綱」を策定し、行財政改革について本格的に取り組みを始めました。平成11年（1999年）には財政非常事態を宣言せざるを得ない状況に至りましたが、継続した行財政改革の取組みを進めてきた結果、平成25年（2013年）3月に非常事態を脱するなど、着実に成果をあげてきました。

■ プライマリーバランス*・実質収支の推移



参考：担当課調査

用語解説

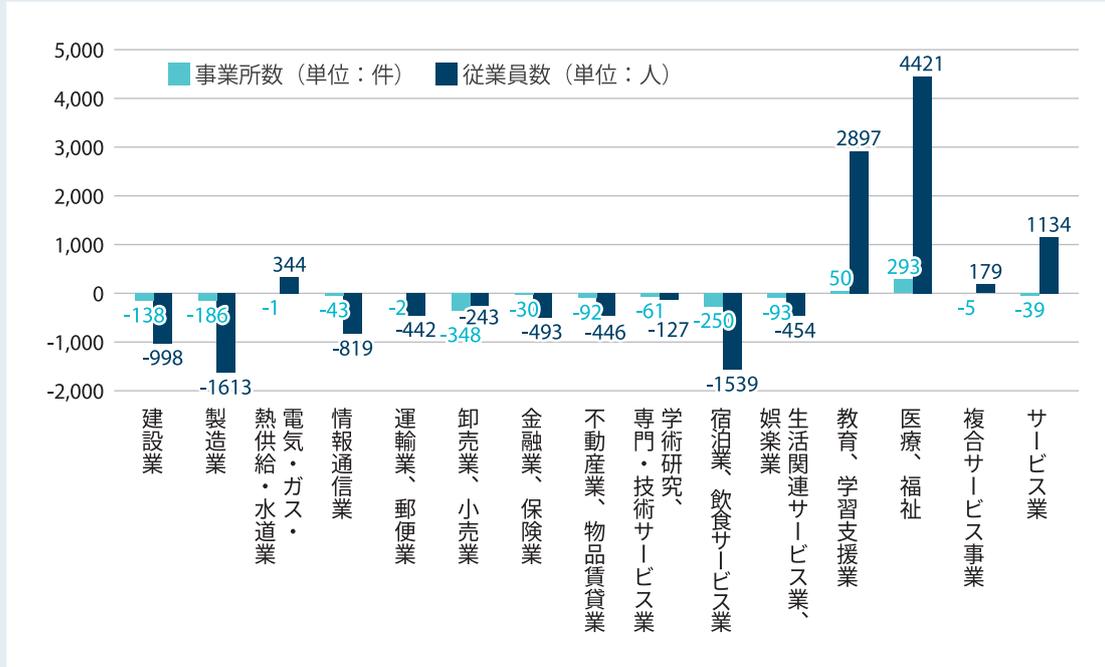
ICT | 情報通信技術のこと。知識やデータといった情報（Information）を適切に他者に伝達（Communication）するための技術（Technology）。これまではIT（Information Technology）が同義で使われていたが、ITにC（Communication）が加えられることによって、ICT（IT）が本来もつ役割が強調された表現となっている。

グローバル化 | 高速交通体系や情報通信ネットワークの発展を背景に、国際間の相互依存関係が高まり、ヒト・モノ・カネ・情報の動きが国境を越えて地球規模に広がってきた状況のこと。

プライマリーバランス | 財政収支において、借入金を除く税収などの歳入と過去の借入に対する元利払いを除いた歳出の差のこと。そのバランスが均衡していれば、借金に頼らない行政サービスをしているということを表すが、赤字なら後々に借金が増えていることを示す。

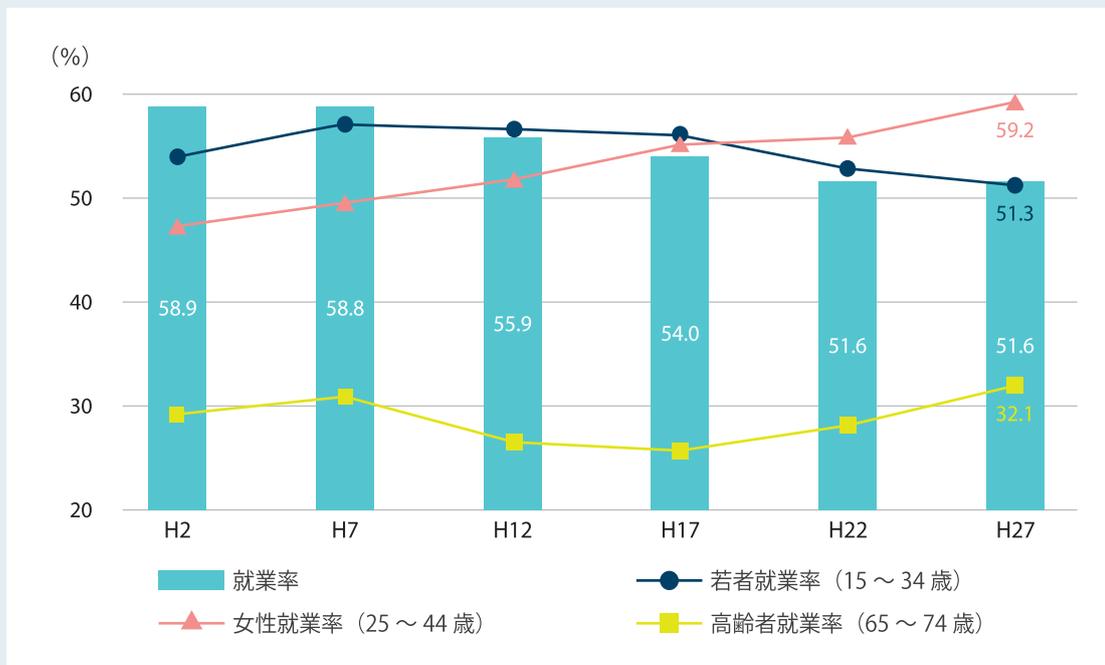
- 北大阪急行電鉄の箕面市方面への延伸、新名神高速道路の建設、大阪モノレールの東大阪市方面への延伸、なにわ筋線等の整備など、本市および周辺都市における交通インフラの整備計画が進められています。
- 事業所数・従業者数ともに減少傾向ですが、教育・学校支援、医療・福祉分野においては増加しています。
- 就業率全体は減少傾向にある一方、女性や高齢者の就業率は増加傾向にあります。

■ 事業所数・従業者数の増減（平成 26 年 - 平成 21 年）



参考：平成 21 年経済センサス基礎調査、平成 26 年経済センサス

■ 就業率の推移



参考：平成 27 年国勢調査

(3) 住宅・公共施設の老朽化

高度経済成長期に大量かつ集中的に整備された住宅および商業施設、また道路・上下水道などの公共施設が、今後一斉に更新の時期を迎えます。

これに伴い、民間建築物と市有施設ともに老朽化施設の対策経費の増大や重大な事故などのリスクも高まることが予想されます。人口減少・少子高齢化を迎えるなか、今後どのように施設を維持管理していくかが大きな課題となっています。

豊中市の現況

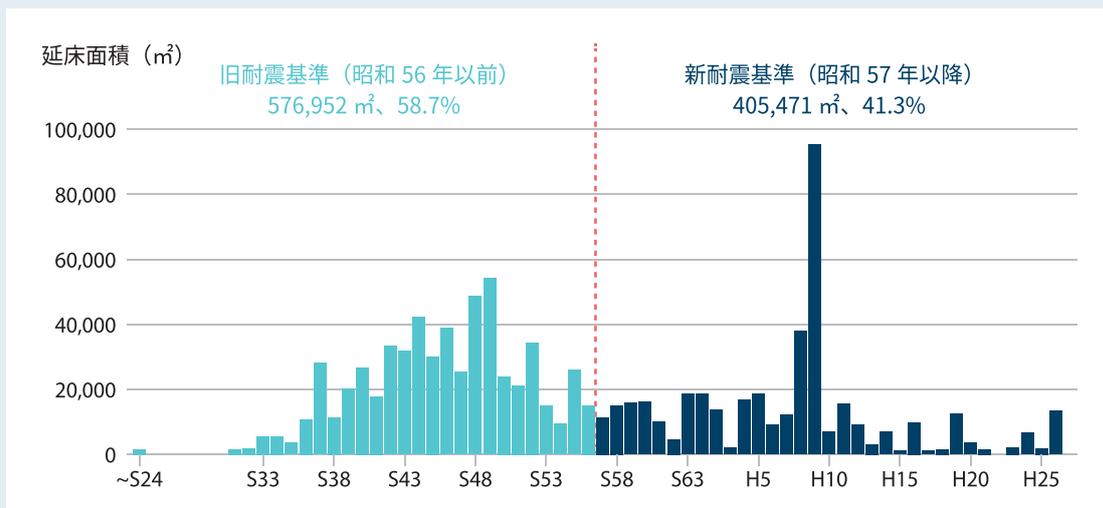
- 建物の建築時期別の割合をみると、新耐震基準（昭和56年（1981年））の導入以前に建てられた建物が全体の約50%を占めています。
- 昭和35年（1960年）頃から昭和55年（1980年）頃にかけて公共施設が集中して建設されています。
- 世帯数の伸び以上に住宅数が増加していることなどに伴い空き家は増加傾向にあります。

■ 建物建築時期別割合



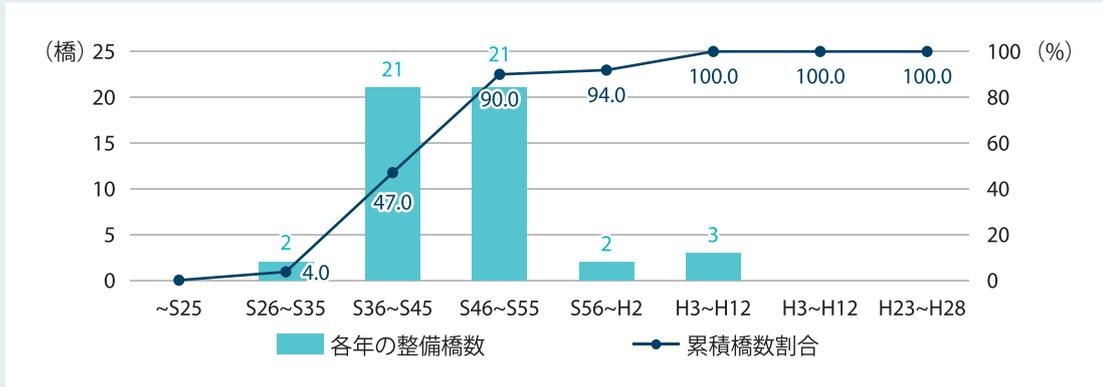
参考：平成24年建築年齢別床面積調査

■ 市有施設の建設年度別延床面積



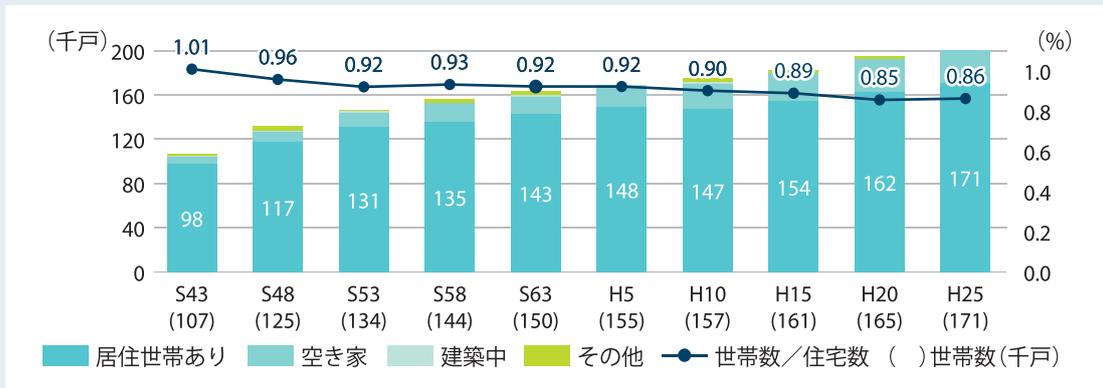
参考：豊中市公共施設等総合管理計画

■ 道路橋整備数の推移（橋長 15m 以上の 49 橋が対象）



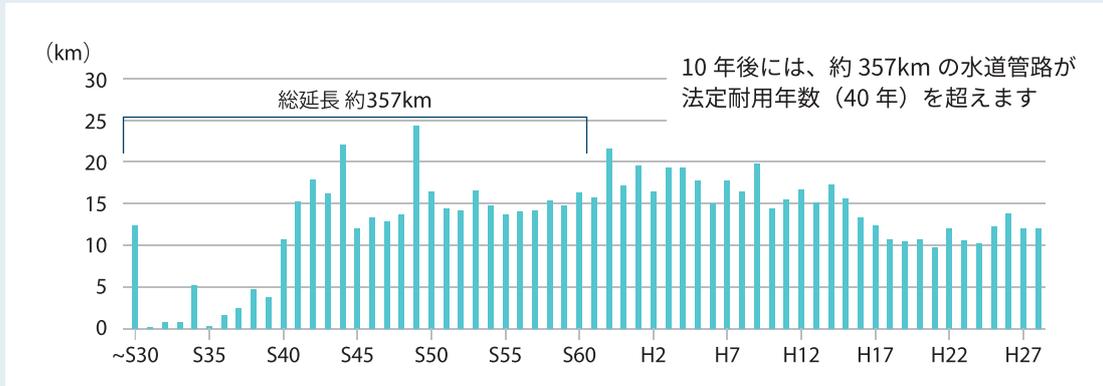
参考：担当課調査

■ 住宅数の推移



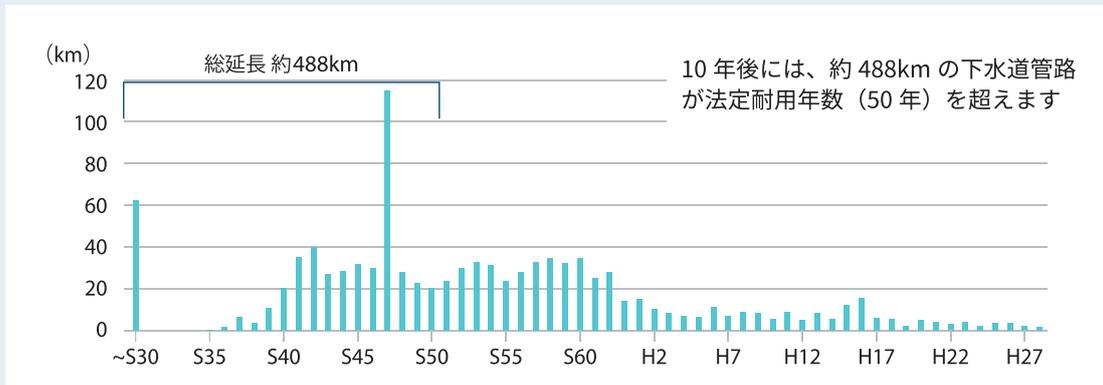
参考：平成 27 年度豊中市住宅ストック基礎調査

■ 敷設年度別水道管路延長



参考：担当課調査

■ 敷設年度別下水道管路延長



参考：担当課調査

(4) 地球環境問題への対応

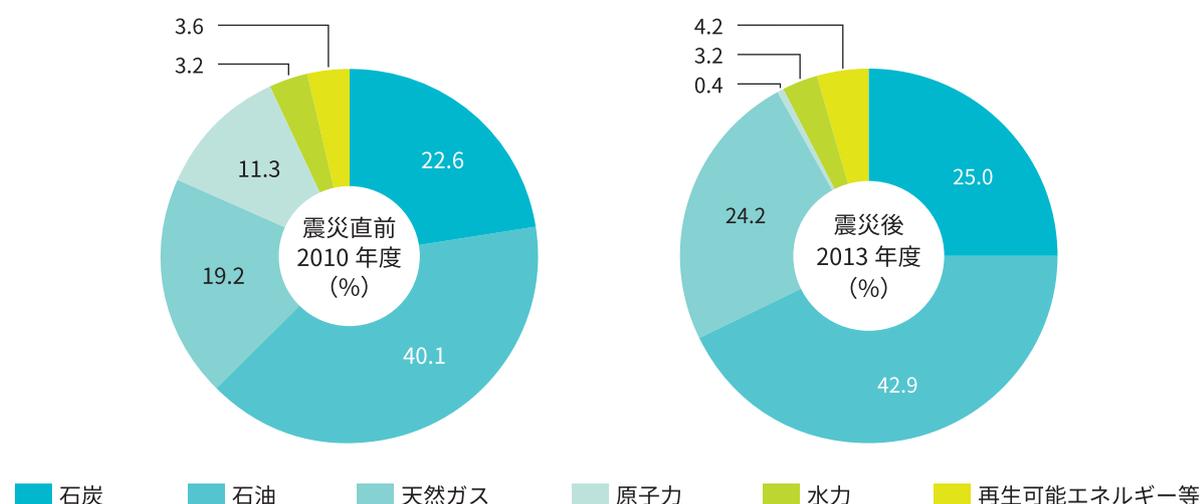
国は、平成26年(2014年)4月に「第4次エネルギー基本計画」を策定し、東日本大震災(平成23年(2011年))の発生および東京電力福島第一原子力発電所の事故をふまえた新たなエネルギー政策の方向性を示しました。

国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)においては、平成32年(2020年)以降の地球温暖化*対策の世界的枠組み*が採択されたことをうけ、地球温暖化や生態系の破壊など地球環境問題への対応として、国は、温室効果ガス*の新たな削減目標(平成25年度(2013年度)比で平成42年度(2030年度)に26%減)を掲げています。また、都市の「みどり」に求められる機能の多様化や自然と共生する世界の実現をめざした生物多様性条約に基づく世界目標*が示されました。

環境汚染については、微小粒子状物質(PM2.5)の健康への影響が懸念されています。

このようななか、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会からごみ減量や再資源化等を通じた循環型社会への転換、再生可能エネルギー*の活用による低炭素社会*の実現など、自然と共生する持続可能な社会の構築が求められています。

■ 一次エネルギー*供給構造の推移(東日本大震災前後)



参考：総合エネルギー統計(資源エネルギー庁)

用語解説

地球温暖化 | 産業化社会における石油・石炭の大量消費により、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量が大幅に増加し、地球の気温が上昇すること。

世界的枠組み | 国際条約として「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」などを定めたパリ協定のこと。

温室効果ガス | 太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。平成17年(2005年)2月16日に発効された京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほかハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄が削減対象の温室効果ガスと定められた。

生物多様性条約に基づく世界目標 | 生物多様性条約第10回締約国会議(CBD・COP10)で、平成32年(2020年)までに生物多様性の損失を食い止めるための緊急かつ効果的な行動をとることが合意され、そのために各国に求められる行動が20にまとめられた。

再生可能エネルギー | 「エネルギー源として持続的に利用することができる」として、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存在する熱、バイオマスが規定されており、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーのこと。

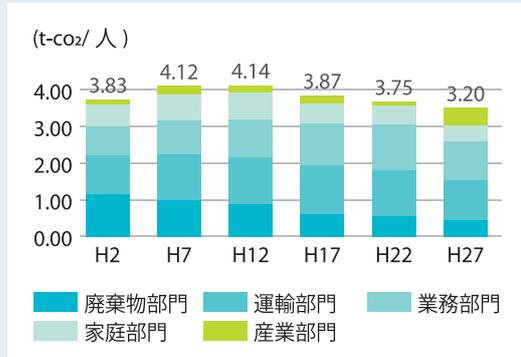
低炭素社会 | 環境・エネルギー技術を活かした製品等の生産および普及、革新的な技術の研究開発の促進、産業構造・社会システムおよび生活様式の変革などにより、大気中の温室効果ガスの濃度が一定の水準で安定化するとともに、安定化するまでの間になお避けることができない地球温暖化の影響による被害が最小となるよう、温室効果ガスの排出の量の削減、温室効果ガスの吸収作用の保全および強化並びに地球温暖化に対する適応が行われ、もって創造的で活力ある持続的な発展が可能となる社会のこと。

一次エネルギー | エネルギーのうち、変換加工する以前の、自然界に存在する石炭・石油・天然ガスなどのこと。

豊中市の現況

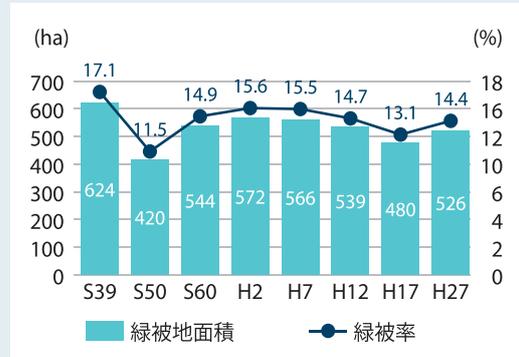
- 市民一人あたりの温室効果ガス排出量は、平成12年(2000年)から減少傾向にあります。
- 緑被率(樹林・樹木が市域に占める割合)は、昭和39年度(1964年度)以降、千里ニュータウン開発などにより大幅な減少が見られました。その後、植樹などにより一旦増加傾向となったものの、開発などにより再度減少傾向に転じています。

■ 市民一人あたりの温室効果ガス排出量



参考：担当課調査

■ 緑被率の推移



参考：担当課調査

(5) 防災・防犯意識の高まり

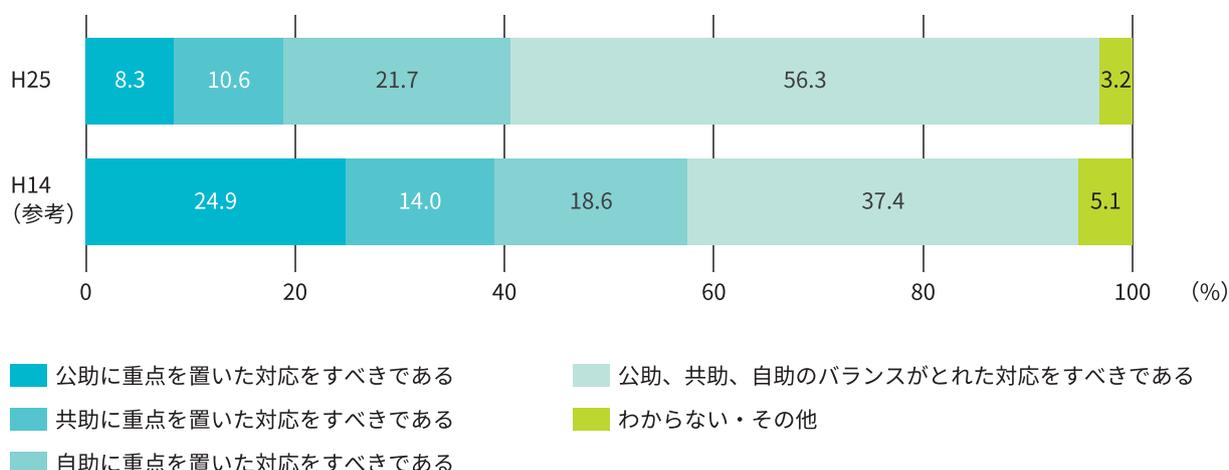
各地で地震や水害などの自然災害が頻発する現在、今後は、南海トラフ地震や首都直下型地震などの大規模地震の発生も懸念されています。国は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(平成25年(2013年)制定)に基づく「国土強靱化基本計画」を平成26年(2014年)に策定し、対策を進めています。

内閣府が実施した「防災に関する世論調査(平成26年(2014年))」では、災害発生時に取るべき対応として、自助・共助・公助のバランスの取れた対応を求める世論の割合が高くなっています。

また、グローバル化*の進展による新型インフルエンザをはじめ、エボラ出血熱等の新たな感染症の流行やテロ、サイバー攻撃*への対応など、国際的な危機管理体制の整備が求められています。

犯罪については、交通事故・振り込め詐欺・ストーカー・連れ去りなど、子ども・高齢者・女性などが巻き込まれる事案が後を絶たず、関係機関や地域、行政の連携した取組みが重要となっています。

■ 自助・共助・公助の対策に関する意識



参考：防災に関する世論調査(平成26年(2014年)、内閣府)、平成26年(2014年)防災白書

用語解説

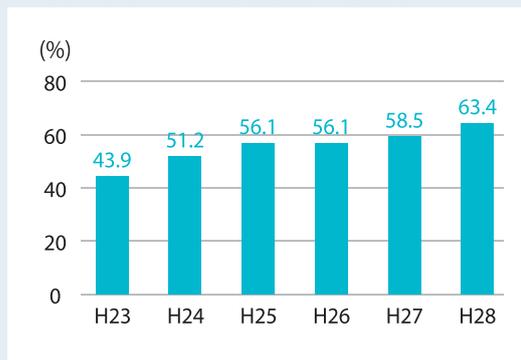
グローバル化 | 高速交通体系や情報通信ネットワークの発展を背景に、国際間の相互依存関係が高まり、ヒト・モノ・カネ・情報の動きが国境を越えて地球規模に広がってきた状況のこと。

サイバー攻撃 | コンピューターシステムやネットワークを対象に、破壊活動やデータの窃取、改ざんなどを行うこと。

豊中市の現況

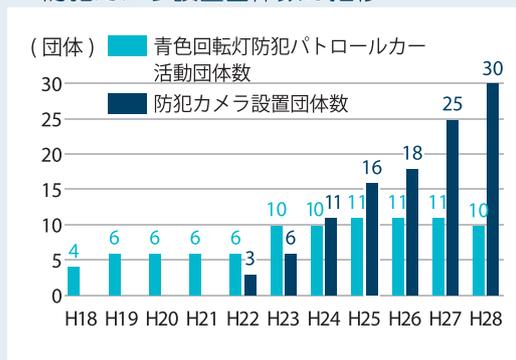
- 市民の防災に対する意識の高まりなどにより、校区単位自主防災組織の組織率は、おおむね向上しています。
- 防犯カメラを設置した団体数は増加していますが、青色回転灯防犯パトロールカー活動*を行っている団体数は横ばい傾向です。
- 各小学校区の通学路などを中心に「暮らし安心・安全見守りカメラ（防犯カメラ）」を設置しています。

■ 校区単位自主防災組織の組織率



参考：担当課調査

■ 青色回転灯防犯パトロールカー活動団体数、防犯カメラ設置団体数の推移



参考：担当課調査

用語解説

青色回転灯防犯パトロールカー活動 | 青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロール活動のこと。

(6) コミュニティの変容

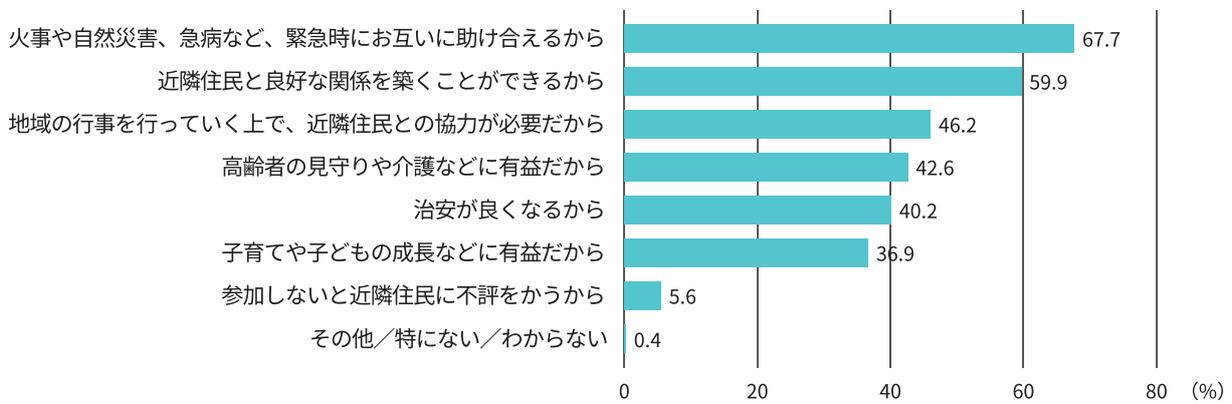
核家族や単独世帯の増加をはじめ、働き方やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化などにより、家庭内や地域社会で担ってきた子育て、介護の形態も多様化しています。

また、地域への愛着や帰属意識の低下、従来のコミュニティ活動を志向しない世帯の増加など、地域コミュニティを支える担い手不足が懸念されています。

一方で、すべての人や世代がその背景を問わずに、共にいきいきと生活を送ることができる地域社会の実現が求められており、地域コミュニティの重要性が再認識されています。

特定の目的をもって社会貢献活動に取り組む特定非営利活動法人（NPO 法人）については、平成10年（1998年）に特定非営利活動促進法が施行されて以降増加しており、住民によるスポーツ・趣味などの自発的なコミュニティ活動、民間主体の社会貢献活動なども活発化しています。

■ 地域との交流・つながりを持ちたいと思う理由

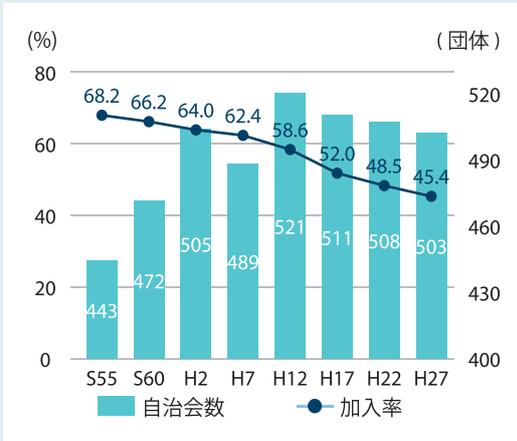


参考：住生活に関する世論調査（平成27年（2015年）、内閣府）

豊中市の現況

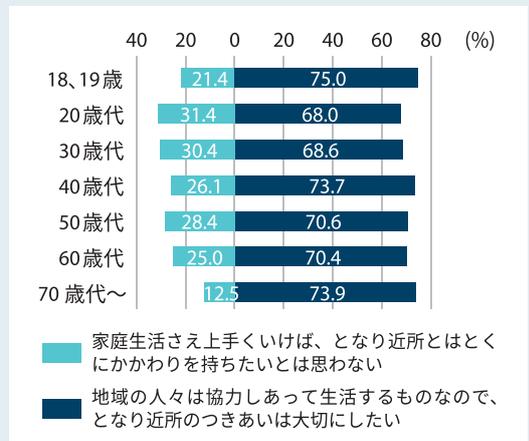
- 自治会の加入率および自治会数は減少傾向にあります。
- 20 歳代、30 歳代の若い世代は、他の世代に比べると、ご近所との関わりや地域コミュニティをあまり意識しない人が多い傾向にあります。

■ 自治会加入率・自治会数の推移



参考：担当課調査

■ とおり近所とのつきあいに関する意識



参考：市民意識調査報告書

(7) 地方分権の進展と広域連携

「地方分権一括法」(平成12年(2000年)施行)などに基づく地方分権の進展により、行財政運営の自由度は高まり、基礎自治体*は、自立性を確保しながら、これまで以上に地域の実情に応じたまちづくりを自らの判断と責任において展開することが求められています。

また、高齢化や公共施設の老朽化対策などにより行政コストの増大が想定される一方で、行政サービスを安定的・持続的・効率的に提供するためには、これまでのような基礎自治体が単独で行政区域におけるすべての市民サービスを提供するのではなく、自治体間の連携協力をこれまで以上に柔軟かつ積極的に進めながら、各市町村の有する限られた資源を有効に活用する行政運営が必要となっています。

豊中市の現況

- 平成13年(2001年) ・ 特例市へ移行
- 平成18年(2006年) ・ 地方自治法改正(中核市の面積要件の廃止)
- 平成23年(2011年) ・ 第1次一括法の公布による義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大
 - ・ 大阪広域水道企業団設置
- 平成24年(2012年) ・ 中核市へ移行(保健所の設置など)
 - ・ 豊能地区(3市2町)における教職員人事権の移譲
 - ・ 豊能地区(3市2町)での図書館の広域利用の試行実施(平成27年(2015年)本格実施)
- 平成25年(2013年) ・ パスポートセンター設置(大阪府から旅券発給事務のうち、一部の事務処理について権限移譲)
- 平成26年(2014年) ・ 地方分権の提案募集方式*開始
 - ・ 地方自治法改正(中核市制度と特例市制度の統合、新たな広域連携など)
- 平成27年(2015年) ・ 池田市と消防指令業務の共同運用開始
 - ・ 能勢町消防事務の受託
- 平成29年(2017年) ・ 北摂地区(7市3町)による図書館の広域利用開始

用語解説

基礎自治体 | 国家の行政区画のなかで最小の単位で、主に首長や地方議会などの自治制度がある団体のこと。

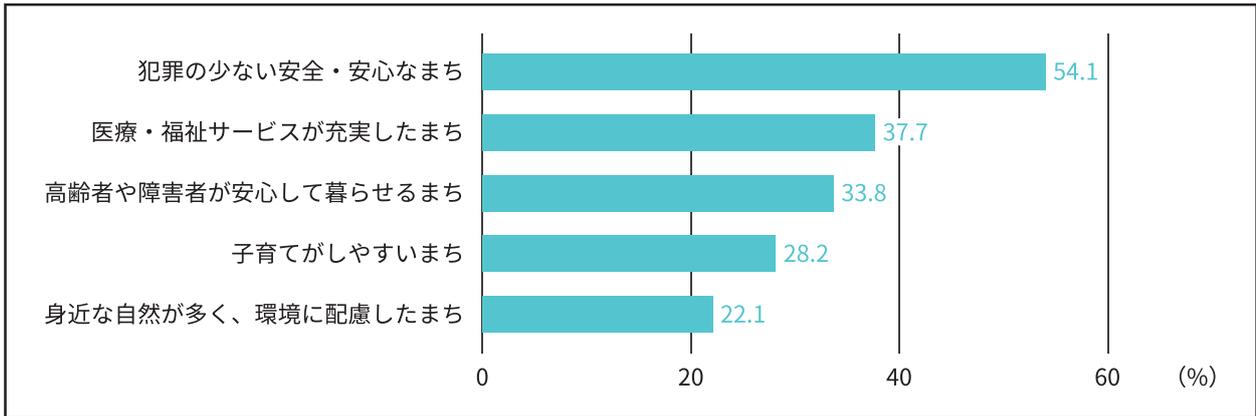
提案募集方式 | 地方分権改革を進めるために、個々の地方公共団体などから地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う手法のこと。

3. 市民・事業者が思うまちの姿

総合計画の検討にあたり実施した「まちづくりのための市民意識調査」をはじめ、「市民ワークショップ」「市民フォーラム」「市内の小学生からの作文」「事業所アンケート・ヒアリング」から見えた市民・事業者が思うまちの姿は次のとおりです。

まちづくりのための市民意識調査

▶ 豊中市に期待するまちづくり [上位5項目]



市の現状や特性の把握、課題の抽出を目的に、市在住満 18 歳以上の男女 8,000 人を対象に実施。調査期間:平成 27 年 (2015 年) 8 月 6 日～8 月 25 日。

市民ワークショップ

▶ まちの将来像につながるキーワード

- ・子どもが住みやすい
- ・高齢者にとっても住みよい、孤独を感じず豊かに暮らせる
- ・みんなが健康に暮らせる
- ・豊かな人が育つ
- ・みんなが働きやすい
- ・相互が理解しあえる
- ・みんながつながる
- ・すべての世代の人が笑顔で過ごせる
- ・希望・期待・意欲がもてる
- ・緑が美しい
- ・安全に暮らせる
- ・資源が有効に活用される
- ・豊中を選んで暮らす
- ・住みたい、住み続けたいなど

「市民ワークショップ」は市内在住・在勤の方に参加いただき、ファシリテーターを中心に意見交換や作業を行いながら、10 年後の豊中の将来像や都市像を作成。平成 27 年 (2015 年) 10 月から平成 28 年 (2016 年) 1 月まで計 6 回開催。

ワークショップにおけるまちの将来像案

(案 1)

～ 住人十色 40 万人豊中色 ～
人とともに歩むまち

(案 2)

明日が楽しみなまち
～ つながる市民 活きる豊中 ～

小学生からの作文

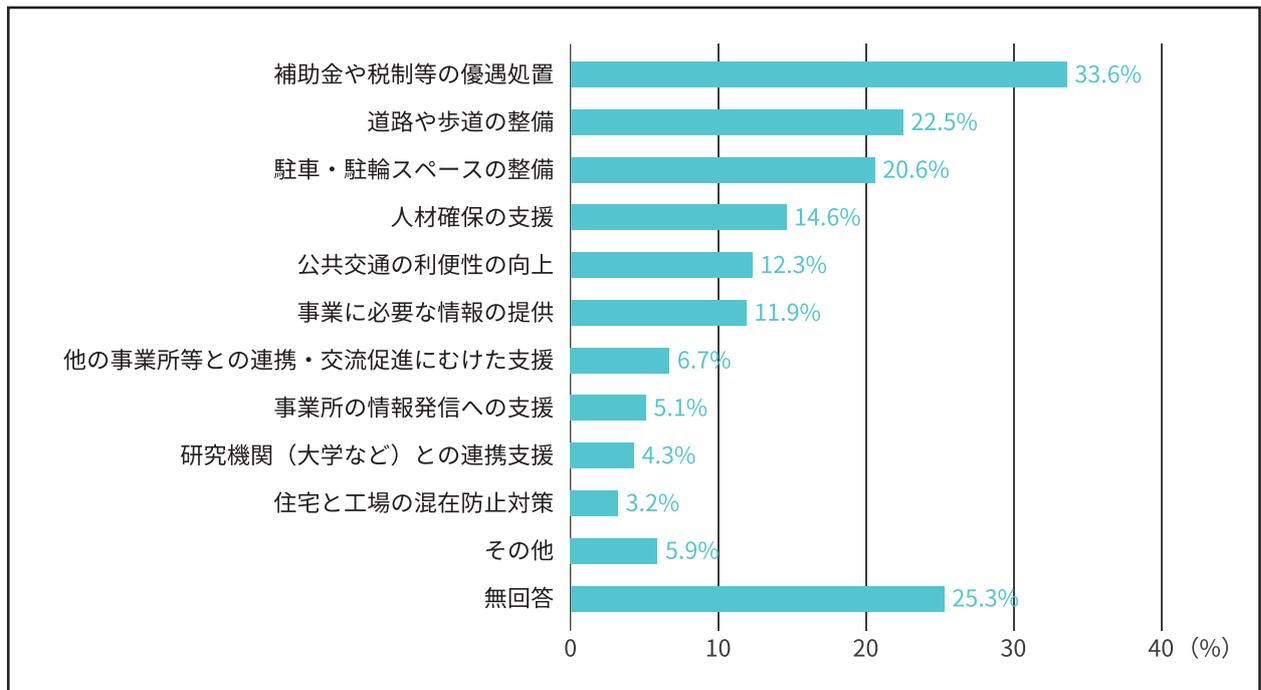
▶「こんなまちがいいな」（作文にみられるキーワード ※記述の多かった順）

- ・ 平和なまち
- ・ 安全に暮らせるまち・安心して暮らせるまち
- ・ きれいなまち
- ・ 自然豊かなまち・自然がいっぱい
- ・ 誰にでもやさしい、みんながやさしい
- ・ 住みやすいまち
- ・ 今のままの豊中、豊中のまちが好き、住み続けたい
- ・ にぎやかなまち
- ・ 明るいまち・楽しいまち
- ・ 笑顔あふれるまち
- ・ 豊かなまち
- ・ たくさんの人が来るまち
- ・ 住みたいと思われるまち
- ・ 夢を追いかけることのできる環境があるまち

市内の小学4～6年生を対象に、“10年後のわたし・ぼくと豊中のまち”についての作文を募集。市内37小学校から808作品が応募。

事業所アンケート・ヒアリング

▶ 事業継続にあたり豊中市に期待すること（事業所アンケート）



市内事業所1000社を対象に、産業立地に関する評価・魅力の把握および課題の抽出を目的に実施。

▶ 事業所ヒアリング

- ・ 商業の進出などにはイメージをつくることが重要
- ・ ターミナルビル周辺の公有地の開発を期待している
- ・ 店舗誘致の可能性のある行政の土地が売りに出ることにはあるが、出店はタイミングが大事
- ・ 空物件などの情報収集と発信が大事
- ・ 行政とのコミュニケーションを図れる場・機会をもちたい など

産業および住宅の立地に関する評価や企業からの投資を呼び込むための方策を探るために、不動産関係や商業関係の5社に聞き取り。

3 豊中市の課題

本市の特性をはじめ、社会環境の変化や市民・事業者が思うまちの姿をふまえた本市の課題は次のとおりです。

① 子育て・子育て、教育環境の充実

少子高齢化が進むなか、まちの活力を維持し続けるためには、若い世代の就労・結婚・妊娠・出産の希望を叶え、次代を担う子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりが重要です。そのためには、子育て世代が働きながら安心して産み育てられる環境づくりや、ワーク・ライフ・バランス*の実現、社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者への適切な支援が必要です。

また、子どもたちが健やかに育ち、学び、未来を切り拓く力を身につけた大人へと成長できるような教育環境の充実や、お互いの存在を理解し尊重しあって生きていけるように、子どもたち・若者たちの成長を、家庭・地域が協力しあいながら支援していくしくみづくりが必要です。

② 安全・安心の確保

市民の安全・安心を確保し、誰もが住み慣れた地域で、自分らしさを育みながら暮らし続けることのできるまちにしていくためには、地域福祉・保健・医療・セーフティネット*の充実などを総合的かつ重点的に進めていくことが必要です。

また、子育て・教育・福祉などの分野においては、課題の複雑化や多様化、ストレス社会における心の健康問題などに対し、包括的な取組みでの対応が求められています。

さらに、交通安全対策や危機管理対策のさらなる充実をはじめ、地域における自発的な防災・防犯への支援、救急救命体制や消防体制の充実など、さまざまな危機事象への対策をより一層強化していくことが求められます。

③ 都市の活力と快適性の向上

本市は交通の利便性が高く、良好な住環境が形成されており、「住みよいまち」として一定の評価を得ています。

これを維持・向上させていくためには、交通ネットワークのさらなる充実、誰もが快適に移動しやすい道づくり、住宅・商業・工業の土地利用の適切な配置、環境にやさしく、ゆとりとにぎわいのあるまちづくり、空き家の活用促進や既存ストックの有効活用が必要です。

また、住環境の保全・継承や道路・上下水道などの都市基盤の老朽化に伴う改築・更新、耐震化といった安全・安心への継続的な取組みも必要です。

さらに、良好な環境の保全、産業の振興、空港を活かしたまちづくりなど、市民・事業者などとともに活力ある快適なまちづくりを進めることが求められています。

用語解説

ワーク・ライフ・バランス | 働く人の価値観やライフスタイルの変化に対応して働き方を見直し、仕事と生活の調和を図る考え方や取組みを重視すること。

セーフティネット | 社会保障の主たる機能を表現する言葉。あるいは社会保障そのものをセーフティネットと呼ぶ場合もある。社会の構成員が経済的困窮、疾病などの困難な状況に陥ったときにも、社会に張り巡らされたしくみやサービスによって支援され、安全・安心を保障されることを、空中ブランコのしたに張っておくネットにたとえた言い方。

④ 健康な暮らしと活躍できる社会の構築

団塊の世代が後期高齢者となる、いわゆる 2025 年問題に対応するため、これまで以上に、市民・事業者がともに連携し、支えあいながら暮らしていける地域社会の構築が求められています。特に、高齢者に対しては、これまで培ってきた経験やノウハウを活かしながら活躍できる環境づくりが必要です。

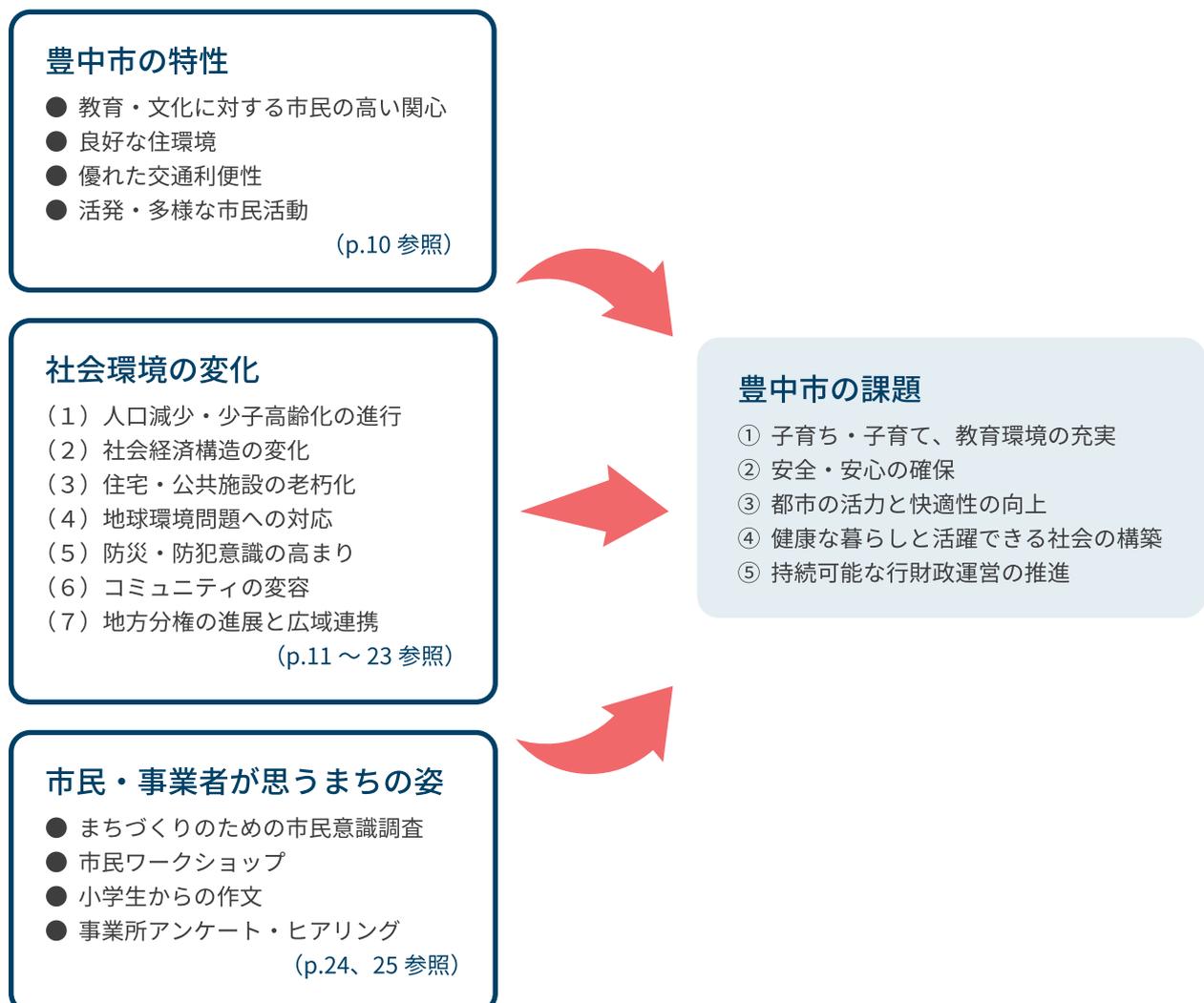
また、文化・スポーツ環境の充実や市民文化の創造、生涯を通じて学ぶことのできる機会の創出など、誰もが健康かつ心豊かに暮らせるまちづくりが必要です。

⑤ 持続可能な行財政運営の推進

子ども・子育て支援の充実や高齢化に伴う介護・医療分野における給付の増加などにより、社会保障関係経費は更に増大していくことが見込まれます。また、公共施設の老朽化対策のための改修、更新費用の財源確保なども見込まれるなど、今後、行財政運営を取り巻く環境は厳しさを増していくことが想定されます。

このことから、限られた資源のもと、効果的・効率的な市政運営の推進をはじめ、市民・事業者との協働、都市の価値の向上、広域連携の促進など、持続可能な行財政運営の推進が必要です。

■ 課題整理のイメージ

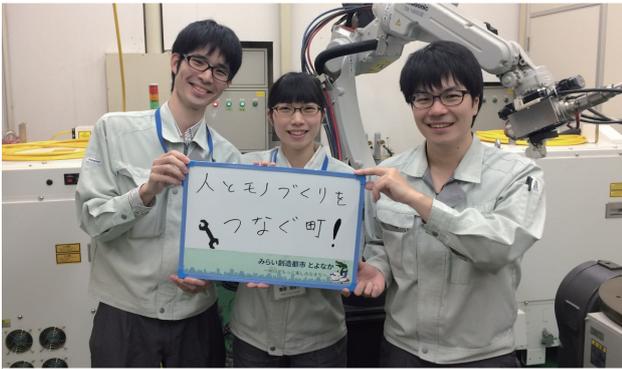


4 まちの将来像

基本構想の目標年度である平成39年度（2027年度）に実現する「まちの将来像」を次のとおり設定します。

みらい創造都市 とよなか

あした
～ 明日がもっと楽しみなまち～



本市は、大都市に隣接し交通利便性に優れた立地特性を背景に、快適な暮らしに必要な都市の基盤を築いてきました。

その一方、少子高齢化やライフスタイルの多様化をはじめ、子育て・子育て環境の充実、地域コミュニティの活性化、施設の老朽化対策、社会保障関係経費等の財政需要への対応など、本市は、社会環境の変化や、さまざまな課題に直面しています。

こうした局面を乗り越え、本市の強みである教育・文化に対する市民の高い関心や、良好な住環境、優れた交通利便性、活発・多様な市民活動といった特性を更に発展させること、そして、まち全体で子どもたちを育み、その子どもたちが愛着と誇りをもってまちを創っていくこと、これが“みらいのとよなか”の礎になると考えます。

そのためには、行政をはじめ、市民や地域の各種団体、事業者である企業やNPO、大学などの多様な主体による協働のもと、お互いを認めあい、創意工夫し、新たな課題や長期的視点に立った改革に果敢に取り組む創造性あふれるまちづくりを進めます。

そして、まちの変化やみんなの幸せを日々の暮らしのなかで感じとりながら、“明日がもっと楽しみ”と思えるまちにしていきます。



5 施策大綱

まちの将来像を実現するための基本的考え方、施策体系および施策推進に向けた取組みを「施策大綱」とします。

＜まちの将来像＞

みらい創造都市 とよなか ^{あした}～明日がもっと楽しみなまち～

施策大綱

まちの将来像の実現に向けた基本的考え方

施策体系

- 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり
- 安全に安心して暮らせるまちづくり
- 活力ある快適なまちづくり
- いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり

施策推進に向けた取組み

1. まちの将来像の実現に向けた基本的考え方

まちの将来像の実現にあたっては、日本国憲法にうたわれている国民主権、平和主義、基本的人権の尊重のもと、本市の非核平和都市宣言、人権擁護都市宣言の理念に基づき、多様な個性をもった人々がお互いの人権を尊重しあい、一人ひとりがある力を十分に発揮し、平和に共存・共生できる持続可能な地域社会の構築をめざします。

また、市民・事業者・行政が本市の課題を共有するとともに、自治の基本原則のもと、それぞれの役割を意識しながら、その課題解決に向け、協働して取り組みます。

さらに、施策の推進を通じて、人とのつながり・出会い・交流・学びの機会を充実させながら本市の価値を高めるとともに、それを市内外に発信し、市内外の人たちに選ばれるまちにしていきます。

2. 施策体系

■ 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり

安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠から子育てまで切れ目のない支援を進めます。

また、次代を担う子ども・若者が、豊かな人間性を育める教育を推進するとともに、希望に満ちた明るい未来を築く人間に育つことができるよう支援を進めます。

さらに、子ども・若者の教育や成長を地域社会全体で支えるしくみづくりや、悩みや不安を抱えた子ども・若者に寄り添える環境づくりを進めます。

■ 安全に安心して暮らせるまちづくり

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるよう、健康や福祉のセーフティネット*を整えます。さらに、社会的自立や経済的自立に向け、個々のもつ力を活かしながら活躍できるよう支援します。

また、誰もが支えあい、自ら守る、地域で守るという意識を高めることで防災力・防犯力の向上を図るとともに、医療体制・救急救命体制・消防体制の充実を図ります。

■ 活力ある快適なまちづくり

低炭素社会*・循環型社会・自然共生社会の構築や、住民主体のまちのルールづくりなどによる良好な住環境の保全・継承など、環境にやさしい快適なまちづくりを進めます。

また、交通ネットワークのさらなる充実や土地利用の適切な配置などによる拠点づくりをはじめ、道路・橋梁・上下水道など暮らしの基盤となる施設の充実や、地域社会を支える産業のさらなる振興により、活力あるまちづくりを進めます。

■ いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり

年齢や性別、国籍などのちがいにとらわれず、お互いの存在を理解し尊重しあって、共に生きる平和な社会の実現を図ります。

また、市民文化の創造をはじめ、心身の健康づくりや生涯を通して学べる環境づくりなど、心豊かに、生きがいをもって暮らすことができる地域社会をめざします。

用語解説

セーフティネット | 社会保障の主たる機能を表現する言葉。あるいは社会保障そのものをセーフティネットと呼ぶ場合もある。社会の構成員が経済的困窮、疾病などの困難な状況に陥ったときにも、社会に張り巡らされたしくみやサービスによって支援され、安全・安心を保障されることを、空中ブランコのしたに張っておくネットにたとえた言い方。

低炭素社会 | 環境・エネルギー技術を活かした製品等の生産および普及、革新的な技術の研究開発の促進、産業構造・社会システムおよび生活様式の変革などにより、大気中の温室効果ガスの濃度が一定の水準で安定化するとともに、安定化するまでの間になお避けることができない地球温暖化の影響による被害が最小となるよう、温室効果ガスの排出の量の削減、温室効果ガスの吸収作用の保全および強化並びに地球温暖化に対する適応が行われ、もって創造的で活力ある持続的な発展が可能となる社会のこと。

3. 施策推進に向けた取組み

市民・事業者・行政がそれぞれの役割を意識し、地域の課題を共有しながら、「まちの将来像」の実現に向けて取り組めるよう、自治の基本原則である「情報共有」「参画」「協働」に基づく市政運営を推進します。

また、人と人、人と地域が支えあいながら安心して暮らせるよう、地域コミュニティの活性化に向けた取組みを推進します。

今後想定される社会環境の変化においても、持続可能な行財政運営を推進していくために、未来志向型の改革*をはじめ、人材育成、資産の有効活用、都市ブランド*の向上、広域・都市間連携の推進など、多様な主体の力を活用して施策を推進します。

用語解説

未来志向型の改革 | 未来を見据えて絶えずチャレンジと変革を追求し、新たな創造により多様なニーズに応える改革のこと。

都市ブランド | 都市そのものの魅力や個別資源の価値を高め、多くの人に「行ってみたい」「住んでみたい」「住み続けたい」と思わせる良質な都市イメージのこと。